

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）</p> <p>第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。</p> <p>「一〇二十一の三 略」</p> <p>二十一の四 特定通貨関連店頭デリバティブ取引（第一百七十七条第一項第二十八号の二に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。次号から第二十一号の八まで及び第七項において同じ。）</p> <p>）について、金融商品取引業者（指定親会社を親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。）とする特別金融商品取引業者を除く。以下この号から第二十一号の六まで及び第六項において同じ。）が、その所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この号から第二十一号の六まで及び第六項において「協会規則」という。）に限る。（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの。次号及び第二十一号の</p> | <p>（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）</p> <p>第二百二十三条 「同上」</p> <p>「一〇二十一の三 同上」</p> <p>二十一の四 特定通貨関連店頭デリバティブ取引（第一百七十七条第一項第二十八号の二に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。次号及び第二十一号の六において同じ。）について、金融商品取引業者（指定親会社を親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。）とする特別金融商品取引業者を除く。以下この号から第二十一号の六まで及び第六項において同じ。）が、その所属する金融商品取引業協会の規則（金融庁長官の指定するもの（以下この号から第二十一号の六まで及び第六項において「協会規則」という。）に限る。（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者にあつては、金融庁長官の指定するもの。次号及び第二十一号の六において同じ</p> |

六において同じ。)の定めるところにより、ストレステスト(外国為替相場の変動その他の変化があつたものとして、当該金融商品取引業者に生ずる損失を計算し、経営の健全性に与える影響を分析すること)をいう。次号及び第二十一号の六並びに第六項において同じ。)を実施していないと認められる状況

〔二十一の五・二十一の六 略〕

二十一の七 特定通貨関連店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が、その所属する金融商品取引業協会の規則(金融庁長官の指定するもの(以下この号及び次号並びに第七項において「協会規則」という。)に限る。(協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者等にあつては、金融庁長官の指定するもの。次号において同じ。))の定めるところにより、特定通貨関連店頭デリバティブ取引に関する情報を保存していないと認められる状況

二十一の八 特定通貨関連店頭デリバティブ取引について、協会規則の定めるところにより、特定通貨関連店頭デリバティブ取引に関する情報を、その所属する金融商品取引業協会(協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者等にあつては、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長))に報告していないと認められる状況

二十一の九 〔略〕

二十一の十 〔略〕

。))の定めるところにより、ストレステスト(外国為替相場の変動その他の変化があつたものとして、当該金融商品取引業者に生ずる損失を計算し、経営の健全性に与える影響を分析すること)をいう。次号及び第二十一号の六並びに第六項において同じ。)を実施していないと認められる状況

〔二十一の五・二十一の六 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

二十一の七 〔同上〕

二十一の八 〔同上〕

|   |   |
|---|---|
| <p>21の十一 略</p> <p>22～30 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第一項第二十一号の七及び第二十一号の八に規定する協会規則に<br/>は、次に掲げる事項が定められていなければならない。</p> <p>一 金融商品取引業者等が保存する特定通貨関連店頭デリバティブ<br/>取引に関する情報に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 当該情報の内容</p> <p>ロ 当該情報の保存の方法及び期間</p> <p>二 金融商品取引業者等が報告する特定通貨関連店頭デリバティブ<br/>取引に関する情報に係る次に掲げる事項</p> <p>イ 当該情報の内容</p> <p>ロ 当該情報の報告の方法及び頻度</p> <p>ハ 当該情報の分析の方法及びその結果</p> <p>三 当該協会規則を変更する場合には、あらかじめその内容を金融<br/>庁長官に通知する旨</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> | <p>21の九 同上</p> <p>22～30 同上</p> <p>2～6 同上</p> <p>「項を加える。」</p> <p>7 同上</p> <p>8 同上</p> <p>9 同上</p> <p>10 同上</p> <p>11 同上</p> <p>12 同上</p> |
|---|---|

備考 表中の「」の記載は注記である。